

重要事項説明書（訪問介護サービス）

1 事業所の概要

事業所名称	公立みつぎ総合病院ホームヘルパーステーション
事業所の所在地	広島県尾道市御調町107番地1
事業所指定番号	3474100355
管理者・連絡先	高瀬 奈美 0848-76-2235
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町、世羅郡世羅町大字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町、三原市八幡町

2 事業所の職員体制

管理者 1人 サービス提供責任者 2人以上 訪問介護員 5人以上 事務職員 1人

3 営業時間

月～金曜日 8:30～17:15（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）
なお希望により24時間連絡ができる体制をとっています。

連絡先	公立みつぎ総合病院ホームヘルパーステーション
電話	0848-76-2235（保健福祉センター）
※土曜日・休日は	0848-76-1111（公立みつぎ総合病院）

4 当事業所のサービスの方針等

利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った介護サービスの提供に努め、心身の安定を図り、適切な訪問介護を行います。利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、有する能力に応じて、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。当事業所は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL（生活の質）の維持向上を目指します。

5 サービスの内容（介護保険の給付の対象となるサービス）

- ①身体介護：入浴・排泄・食事などの介護
- ②生活援助：調理・洗濯・掃除・買い物など

※利用者以外の方の調理や洗濯、居室や庭などの掃除は対象外

6 利用者負担金

(1) 介護保険サービスの利用料

支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。利用料については「別表1」をご参照ください。

(2) 支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求書を受け取った月の月末までに当事業所へお支払いください。お支払方法は相談の上、双方合意した方法をとらせていただきます。お支払いの後に領収書を発行いたします。

7 キャンセル等

(1) 訪問介護サービスを変更、追加、中止または中断する場合は、事前に上記連絡先までご連絡ください。

(2) 予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者ご本人の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・利用予定日の前日までに申し出があった場合：無料

・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合：当日の利用料金の10%（自己負担相当額）

(3) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

8 秘密保持及び個人情報

事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

ただし、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を文章による同意を得て用いることがあります。

9 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員および当事業所管理者のほか、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2495
	FAX番号	0848-77-0033
	責任者	管理者 内海 香恵
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15

○次の公的機関においても、苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2235
	FAX番号	0848-77-0033
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地	広島県尾道市久保1丁目15番1号
	電話番号	0848-38-9440
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係	所在地	広島県三原市港町3丁目5番1号
	電話番号	0848-67-6240
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
世羅町福祉課高齢者地域包括支援係	所在地	広島県世羅郡世羅町本郷947番地
	電話番号	0847-25-0072
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
府中市健康福祉部医療介護保険課 介護保険係	所在地	広島県府中市府川町315番地
	電話番号	0847-40-0222
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
その他利用者在住市町介護保険担当課	お住まいの市町の介護保険担当課に相談することができます。	
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	電話番号	082-254-3419
	FAX番号	082-569-6161
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15

10 事業主体の概要

事業主体	尾道市(公立みつぎ総合病院)(種別:市町村)
代表者名	尾道市病院事業管理者 突 沖 満 則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111 (代表)
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を 実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構 築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環と して位置づけられています。

尾道市御調町の 介護保険 サービス	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、介護予防通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ホームヘルパーステーション等
-------------------------	--

1.1 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するための次の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行います。
- ・虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ・従業者の対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置いています。

【身体拘束・行動制限】

事業所は、利用者に対して身体拘束は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し理由を記録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

1.2 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにサービス提供責任者への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、必要に応じてケアマネジャー、かかりつけ医、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

月～金曜日 8：30～17：15（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）
なお希望により24時間連絡ができる体制をとっています。

連絡先	公立みつぎ総合病院ホームヘルパーステーション 電話 0848-76-2235（保健福祉センター） ※土曜日・休日は 0848-76-1111（公立みつぎ総合病院）
-----	---

1.3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.4 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

訪問介護サービス利用料

種別	サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎 に加算)
身体介護	利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	6,490円
	うち、介護保険から 給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円	5,103円	5,841円
	サービス利用に係る 自己負担額(1割)※	163円	244円	387円	567円	649円

種別	サービスに要する時間		生活援助 20分以上	生活援助 45分以上
身体介護と生活援助の混在	身体1 生活1	利用料金	3,090円	—円
		うち、介護保険から給付される金額	2,781円	—円
		サービス利用に係る自己負担額(1割)※	309円	—円
	身体I 生活2	利用料金	—円	3,740円
		うち、介護保険から給付される金額	—円	3,366円
		サービス利用に係る自己負担額(1割)※	—円	374円

種別	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	利用料金	1,790円	2,200円
	うち、介護保険から給付される金額	1,611円	1,980円
	サービス利用に係る自己負担額(1割)※	179円	220円

加算	利用料金	うち介護保険から 給付される金額	サービス利用に係る 自己負担額(1割)※
初回加算	2,000円	1,800円	200円
緊急時訪問介護加算	1,000円	900円	100円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ (令和7年4月1日～)	所定単位数×22.4% (1月につき)		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (令和7年5月1日～)	所定単位数×24.5% (1月につき)		
特定事業所加算Ⅱ(令和7年5月1日～)	所定単位数×10% (1月につき)		

※自己負担額は、支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。(1割～3割)

※平成30年8月から一定以上の所得がある方は2割～3割負担となります。(市からの通知による)

□初回加算

新規利用の際、サービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者自らが初回の訪問介護を行った場合、もしくはサービス提供責任者が他の訪問介護員が行う訪問介護に同行した場合に算定させていただきます。

※利用期間が2か月あいて利用され、同様の支援をおこなった場合も算定させていただきます。

□緊急時訪問介護加算

緊急時に居宅サービス計画にない訪問介護の要請があった場合、サービス提供責任者が介護支専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又は訪問介護員が訪問介護（身体介護）を行った場合に所定の単位数に加算させていただきます。

□介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金の改善の実施しているものとして都道府県に届け出た訪問介護事業所が訪問介護を行った場合に算定させていただきます。

□特定事業所加算

介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所が訪問介護を行った場合に算定させていただきます。

- 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- 利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付対象となります。
 - ・早朝（午前6時から8時まで）：25%増
 - ・夜間（午後6時から10時まで）：25%増
 - ・深夜（午後10時から翌朝6時まで）：50%増
- 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合はご契約者及び利用者ご本人の同意のうえで、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。
（例）・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- 通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を利用者の同意を得て徴収させていただきます。（その越える距離について1km37円で計算します。）

令和7年4月1日 改定

重要事項説明書（介護予防訪問サービス）

1 事業所の概要

事業所名称	公立みつぎ総合病院ホームヘルパーステーション
事業所の所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
事業所指定番号	3474100355
管理者・連絡先	高瀬 奈美
	0848-76-2235
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町

2 事業所の職員体制

管理者 1人 サービス提供責任者 2人以上 訪問介護員 5人以上 事務職員 1人

3 営業時間

月～金曜日 8:30～17:15（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）
なお希望により24時間連絡ができる体制をとっています。

連絡先	公立みつぎ総合病院ホームヘルパーステーション
電話	0848-76-2235（尾道市御調保健福祉センター）
※土曜日・休日は	0848-76-1111（公立みつぎ総合病院）

4 当事業所のサービスの方針等

利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った介護予防訪問サービス（以下「サービス」という。）の提供に努め、心身の安定を図り、適切なサービスを行います。利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じて、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。当事業所は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL（生活の質）の維持向上を目指します。

5 サービスの内容

身体介護：入浴・排泄・食事など

生活援助：調理・洗濯・掃除・買い物など

※上記の援助を一体的に提供します。そのため身体介護・生活援助の区分はありません。

6 利用者負担金

(1) 利用料

支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。利用料については「別表1」をご参照ください。

(2) 支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求書を受け取った月の月末までに当事業所へお支払いください。お支払方法は相談の上、双方合意した方法をとらせていただきます。お支払いの後に領収書を発行いたします。

7 秘密保持及び個人情報

事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

ただし、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を文章による同意を得て用いることがあります。

8 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、当事業所管理者のほか、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2495
	FAX番号	0848-77-0033
	責任者	管理者 内海 香恵
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15

○次の公的機関においても、苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2235
	FAX番号	0848-77-0033
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地	広島県尾道市久保1丁目15番1号
	電話番号	0848-38-9440
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
尾道市福祉保健部高齢者福祉課 高齢者福祉係	所在地	広島県尾道市久保1丁目15番1号
	電話番号	0848-38-9137
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
その他利用者在住市町介護保険担当課	お住まいの市町の介護保険担当課に相談することができます。	
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	電話番号	082-254-3419
	FAX番号	082-569-6161
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15

9 事業主体の概要

事業主体	尾道市(公立みつぎ総合病院)(種別:市町村)
代表者名	尾道市病院事業管理者 突 沖 満 則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111(代表)
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を 実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構 築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環と して位置づけられています。
介護保険等 サービス	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)、訪問看護 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、介護予防通所サー ビス、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症 対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護等

10 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するための次の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行います。
- ・虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ・従業者の対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置いています。

【 身体拘束 ・ 行動制限 】

事業所は、利用者に対して身体拘束は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し理由を記録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

1 1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにサービス提供責任者への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、必要に応じてケアマネジャー、かかりつけ医、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

月～金曜日 8：30～17：15（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）
なお希望により24時間連絡ができる体制をとっています。

連絡先	公立みつぎ総合病院ホームヘルパーステーション
電話	0848-76-2235（保健福祉センター）
※土曜日・休日は	0848-76-1111（公立みつぎ総合病院）

1 2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 3 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

介護予防訪問サービス利用料

実施回数	対象者	利用料金 (月額 円)	サービスに係る自己負担額(1割)円※	
			うち介護保険等から 給付される金額円	
週1回程度の利用	要支援1・2 (事業対象者)	11,760/月	10,584/月	1,176/月
週2回程度の利用	要支援1・2 (事業対象者)	23,490/月	21,141/月	2,349/月
週2回を超える利用	要支援2のみ	37,270/月	33,543/月	3,727/月

加算	利用料金	サービス利用に係る自己負担額(1割)円※	
		うち介護保険等から 給付される金額	
初回加算	2,000円	1,800円	200円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ (令和7年4月1日～)	所定単位数×22.4% (1月につき)		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (令和7年5月1日～)	所定単位数×24.5% (1月につき)		

※自己負担額は、支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。(1割～3割)

※平成30年8月から、一定以上の所得がある方は2割～3割負担となります。(市からの通知による)

初回加算

新規利用の際、サービス提供責任者が、介護予防訪問サービス計画書(以下「サービス計画書」という。)を作成し、サービス提供責任者自らが初回のサービスを行った場合、もしくはサービス提供責任者が他の訪問介護員が行うサービスに同行した場合に算定させていただきます。

利用期間が2か月あいて利用され、同様の支援をおこなった場合も算定させていただきます。

介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金の改善の実施しているものとして都道府県及び市町に届け出た介護サービス事業所が利用者様に対してサービスを行った場合に算定させていただきます。

交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を利用者の同意を得て徴収させていただきます。(その越える距離について1km37円で計算します。)

令和7年4月1日 改定

重要事項説明書（障害福祉サービス）

事業所は利用者ご本人に対して居宅介護（ホームヘルプサービス）等を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等を次の通り説明します。

1 事業所の概要

事業者名称	公立みつぎ総合病院ホームヘルプステーション
事業所の所在地	広島県尾道市御調町107番地1
事業者指定番号	3411100310・指定障害福祉サービス
	3461400156・地域生活支援事業
管理者・連絡先	高瀬 奈美 連絡先：0848-76-2235
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町、世羅郡世羅町宇津戸、 府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・ 僧殿町、三原市八幡町、福山市（一部）

2 事業所の職員体制

管理者 1人 サービス提供責任者 2人以上 訪問介護員 5人以上 事務職員 1人

3 営業時間

月～金曜日 8：30～17：15（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

なお希望により24時間連絡ができる体制をとっています。

連絡先	公立みつぎ総合病院ホームヘルプステーション
電話	0848-76-2235（尾道市御調保健福祉センター）
※土曜日・休日は	0848-76-1111（公立みつぎ総合病院）

4 事業所の運営方針等

利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った自立支援に努め、心身の安定を図り、適切なサービスの提供に努めます。

- 日常生活を営むことに支障のある利用者において、食事や身体清潔の保持等の介助、その他の日常生活を営むことに必要な便宜を供与します。
- 事業の実施に当たっては、市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 事業所が提供するサービス

事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」に基づき、サービスを提供します。

「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」（「障害福祉サービス受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービス区分及びサービス内容＞

①身体介護：入浴・排泄・食事など

※医療行為は対象外

②家事援助：調理・洗濯・掃除・買い物、その他関係機関への連絡や必要な家事など

※預貯金の引き出しや預け入れは対象外（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※利用者以外の方の調理や洗濯、居室や庭等の敷地の掃除は対象外

③通院介助（身体介護あり、身体介護なし）：病院等への通院の介助

④地域生活支援事業 移動支援

屋外での移動が困難な人に円滑に外出ができるよう支援を行います。

生活必需品の買い物、公的行事への参加、官公庁や金融機関への外出、冠婚葬祭、散歩

研修会への参加等

※1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出の介助は対象外

⑤その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

6 利用者負担額

上記サービスの利用に対して、障害福祉サービス受給者証に記載された支給量と利用者負担上限月額に基づき、その範囲内で利用者の所得に応じて負担が発生することがあります。その場合は、利用総額の1割を負担していただきます。利用料については「別表1」をご参照ください。

〈2人の訪問介護員により訪問を行った場合〉

1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の訪問介護員でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

7 秘密保持及び個人情報

事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

ただし、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を文章による同意を得て用いることがあります。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員について

- ①サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や、訪問する訪問介護員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。
- ②利用者から特定の訪問介護員を指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

相談窓口	公立みつぎ総合病院ホームヘルプステーション 広島県尾道市御調町市107番地1 電話 0848-76-2235 担当者 新崎 峰子 (サービス提供責任者) 菅野 愛弓 (") 竹原 裕子 (")
------	---

(2) サービス提供について

- ①サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ②サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話も使用させていただきます）

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由により居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更をします。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担上限月額」、「支給量」など「障害福祉サービス受給者証」の記載内容の変更があった場合は、速やかに訪問介護員にお知らせください。また、担当訪問介護員等が「障害福祉サービス受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食（地域生活支援事業移動支援において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます）
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため急やむを得ない場合を除きます）
- ⑦その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

9 サービス実施の記録について

事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

10 契約当事者の変更

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約書の家族等を含む第三者に契約者を変更することができます。

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにサービス提供責任者への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、必要に応じてケアマネジャー、かかりつけ医、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

月～金曜日 8:30～17:15（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）
なお希望により24時間連絡ができる体制をとっています。

連絡先	公立みつぎ総合病院ホームヘルプステーション
電話	0848-76-2235（保健福祉センター）
※土曜日・休日は	0848-76-1111（公立みつぎ総合病院）

12 賠償責任

事業所のサービスの提供に伴って、自己の責任による事由の場合、利用者に生じた損害については、賠償責任を負います。ただし、利用者に故意又は過失が認められた場合は、状況を判断し賠償責任を減じることとします。

13 苦情の受付について

事業所における苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者） サービス提供責任者：新井・菅野・竹原
- ・受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
- ・電話番号 (TEL) 0848-76-2235
(FAX) 0848-77-0033

なお希望により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

苦情は口頭でも受け付けますが、御調保健福祉センター窓口には「ご意見箱」を設置しています。

14 事業主体の概要

事業主体	尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村）
代表者名	尾道市病院事業管理者 突沖 満則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111（代表）
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出て行く医療・福祉」を 実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構 築しており、訪問介護サービスを始め在宅・施設の介護サービスはそれらの一 環として位置づけられています。
尾道市御調町の 介護保険サービス等	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問リハ ビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、介護予防通所介護、通所リハ ビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生 活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、ホ ムヘルパーステーション（訪問介護・障害福祉サービス）等

1.5 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するための次の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行います。
- ・虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置いています。

【身体拘束・行動制限】

事業所は、利用者に対して身体拘束は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し理由を記録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

1.6 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.7 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

障害福祉サービス利用料

居宅介護サービス	サービスに要する時間	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1時間30分以上2時間未満	2時間以上2時間30分未満	2時間30分以上3時間未満
身体介護	利用単位 (日中)	256	404	587	669	754	837
通院介助 身体介護あり							
通院介助 身体介護なし	利用単位 (日中)	106	197	275	345	414	483

居宅介護サービス	サービスに要する時間	30分未満	30分以上45分未満	45分以上1時間未満	1時間以上1時間15分未満	1時間15分以上1時間30分未満	1時間30分以上
家事援助	利用単位 (日中)	106	153	197	239	275	311

地域生活支援事業	サービスに要する時間	30分未満	1時間未満	1.5時間未満	2時間未満	2.5時間未満	3時間未満	3.5時間未満
移動支援 (身体介護あり)	利用単位 (日中)	341	419	497	575	653	731	809
移動支援 (身体介護なし)	利用単位 (日中)	147	215	283	351	419	487	555

□日中時間帯以外の加算の算定（居宅介護・重度訪問介護）

- ・午前 6時から午前 8時まで・・・（早朝） 25%加算
- ・午後 6時から午後10時まで・・・（夜間） 25%加算
- ・午後10時から午前 6時まで・・・（深夜） 50%加算

□特別地域加算 所定単位×15%（月）

□特定事業所加算Ⅱ（令和7年5月1日） 所定単位×10%（月）

□初回加算 初回時200単位

□緊急加算 100単位（月2回まで）

□介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位×34.7%月

（※地域生活支援事業は、この加算の対象外です）

●サービス利用にかかる実費負担額

訪問介護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1km当たり37円を交通費として利用者の同意を得て徴収いたします。

「通院介助」及び「地域生活支援事業の移動支援」においては、訪問介護員の公共交通機関などの交通費、入場料、利用料等が必要な場合は、サービスご利用時にその都度ご負担していただきます。

●利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

利用者負担額は、1か月毎に計算し、翌月20日までに請求します。月末までにお支払い下さい。（1か月に満たない期間の利用者負担額は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）なお支払い方法は、別途話し合いの上双方合意した方法によります。

●利用の中止・変更・追加

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者に申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等やむをえない場合は、取消料をいただきません。
利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合【利用者負担相当額】
- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

●実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

令和7年4月1日 改定